



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 3 日 (火)
第 7 9 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (566) (福祉保健課) 2 救急病院の申出の撤回 (567) (医療政策課) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (568~570) (森林保全課) 2 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (571) (中部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) 5
◇ 公 告	平成 19 年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度 (事務・技術)、資格免許職 (2 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5 平成 19 年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度) の実施 (〃) 8 平成 19 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 11

告 示

鳥取県告示第 566 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町 122	デイサービスセンター ーいくのさん家	鳥取市行徳三丁目 732	平成 19 年 7 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町 122	デイサービスセンター ーいくのさん家	鳥取市行徳三丁目 732	平成 19 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 567 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の救急病院の申出が撤回されたので告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	撤回年月日
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町 103-5	平成 19 年 7 月 1 日

鳥取県告示第 568 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字出合東平 448 の 1、448 の 3、450、字細谷 452 の 1、字カツラ谷 459 の 1、460 から 462 まで、字コライ谷 465、466 の 1 から 466 の 4 まで、468、471 の 1、471 の 3、471 の 4、471 の 11 から 471 の 13 まで、473、476 から 478 まで、481、483、字梅ヶ谷 487、489、490、494 から 497 まで、字家ノ上 498 から 500 まで、

字砂谷505、字半田ノ上507、509、字佐治ヶ谷516から518まで、521、522、字大畑ノ上エ523、524、字屋根屋谷526の1、字大谷口533の1、字大ヶ谷555、字小マケヅラ556、557、字ヤトウジ570の1、570の2、570の7、571、字ツエ谷572の1、575、576、577の1、577の2、字柿木580の1、581、582、字長途588、593、597、598、字宮ノ向604、608、字茶山618の1、618の3、619、620、字上淵621、622、625、字下モ小谷627、628、字清水途632、字大途635の1、635の2、638から641まで、字瀧ノ下タ661、662の1、663の1、664の1、664の2、665の1、665の2、字スリ鉢667の2、字下モ小谷675、679、682から684まで、686の3、字松ジガ途689の1、690、692の1、692の2、695の1、字ホウメウ699の1、字向田ノ上へ738の1、738の2、739の2、字中ヶ谷742から744まで、747、760、761、字奥谷762、773の1、773の2、774、777、字谷787、787の1、788、789の2、字ヒジマガリ802、803、812、字中ショウガ谷813の1から813の3まで、字下モ上ガ谷818、大字大背字小屋ノ谷1463の1、大字市瀬字宮地谷3413から3419まで、3420の1から3420の8まで、3421から3424まで、3425の1から3425の3まで、3426、3428、3429、3430の1から3430の3まで、3430の5から3430の10まで、3437の11から3437の15まで、3437の40、字屋毛尾3438の8から3438の21まで、3439から3445まで、字アシ谷ノ山3508から3510まで、3510の1、3511、3512の1、3513の1、3514から3519まで、3519の1、3520、3521の1から3521の9まで、3521の11、3522、3522の1、3523、3523の1、3524の1、3525の1、3526から3531まで、字ツヘガ途3532、3533、3535から3538まで、3561から3563まで、字岩ヶ途3564から3571まで、3571の1、3572、3573

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第569号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字塚ノ谷1034の1、1035、1041、字奥山ノ内湯頭1149の10、1149の11、1149の40から1149の43まで、大字八橋字向平3397の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐採は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 570 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字笛吹 1 から 3 まで、字大林 4、字論手 7 の 1、7 の 2、8 の 1、8 の 2、字大成 32 の 1 から 32 の 42 まで、字隠谷 47 の 1、字小黒目 48 の 1、字七ヒラ 49 から 53 まで、字邪楽塔 57、58 の 1、字猪野牧 77 の 1、77 の 5、77 の 87、字高操 78、79 の 1、79 の 9、大字大河原字大平 911 の 2、字上河原 1526、1527 の 1、1527 の 2、1528 の 1、1528 の 2、1529 の 1、1529 の 2、1529 の 12、1529 の 13、1529 の 17、1529 の 18、1529 の 20、字巖鏡 1530 の 2、1530 の 15、1530 の 16、1530 の 24 から 1530 の 26 まで、字鍵掛 1531 の 2、1531 の 11、1531 の 12、1531 の 15、1531 の 16、1531 の 24 から 1531 の 26 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 571 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町 532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町 476-3	居宅介護、重度訪問介護	平成 19 年 7 月 1 日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 6 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(27) 略</p> <p><u>(28) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(29) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p><u>(30) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川</u></p>	<p>(1)～(27) 略</p>

公 告

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（事務・技術）、資格免許職（2 回目））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	1 名程度
土木	1 名程度
警察事務	5 名程度
保育士	2 名程度
司書	3 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

警察事務以外の職種にあっては知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に、警察事務にあっては警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 138,400 円のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、135,632 円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

イ 警察事務 昭和 59 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

ウ 保育士 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者

エ 司書 昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
保育士	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成 20 年 5 月 31 日までに受ける見込みの者であること。
司書	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 5 条第 1 項の資格を有する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに取得見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験（多肢選択式）

イ アに掲げる職種以外のもの

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成 19 年 9 月 23 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第 2 次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア イに掲げる職種以外のもの
作文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

イ 警察事務
作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(3) 試験の期日

ア イに掲げる職種以外のもの
(ア) 作文試験及び適性検査
平成 19 年 10 月 21 日（日）

(イ) 人物試験
平成 19 年 10 月 29 日（月）から同月 31 日（水）まで

イ 警察事務
平成 19 年 11 月 1 日（木）

(4) 試験の場所

ア イに掲げる職種以外のもの
鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

イ 警察事務
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 10 月 11 日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 11 月 15 日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、

名古屋事務所、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをすること

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 8 月 9 日（木）から同月 24 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 8 月 24 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 8 月 9 日（木）午前 0 時から同月 24 日（金）午後 12 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

2 採用予定者数

2 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 151,000 円のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、147,980 円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者であること。
- (2) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに取得見込みの者であること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成 19 年 9 月 23 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験（個別面接及び集団討論）及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 作文試験及び適性検査

平成 19 年 10 月 21 日（日）

イ 人物試験

平成 19 年 10 月 29 日（月）から同月 31 日（水）まで

(3) 試験の場所

ア 作文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目 220

イ 人物試験

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 10 月 11 日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 11 月 15 日（木）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 8 月 9 日（木）から同月 24 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 8 月 24 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 8 月 9 日（木）午前 0 時から同月 24 日（金）午後 12 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553）に行くこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 3 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	16 名程度
警察官（女性）	2 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 1 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 159,600 円のほか諸手当が支給される。

なお、給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は 156,408 円である。

5 受験資格

昭和 52 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成 20 年 3 月 31 日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第 1 次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）

（2）試験期日

平成 19 年 9 月 16 日（日）

（3）試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目 220

米子コンベンションセンター 米子市末広町 74

7 第 2 次試験

（1）試験種目

作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。	おおむね 153 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。	おおむね 43 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。	

視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成 19 年 10 月 23 日（火）及び同月 24 日（水）

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 9 月 27 日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 11 月 9 日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 8 月 9 日（木）から同月 24 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 8 月 24 日（金）までの消印又は信書便の役務のう

ち消印に準ずるもののあるものにより受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 8 月 9 日 (木) 午前 0 時から同月 24 日 (金) 午後 12 時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。